

令和8年5月1日

関係人 各位

更生会社 株式会社 GS  
(旧商号：株式会社エヌシーガイドショップ)  
管財人 田中 信一郎

## 更生手続の終結決定のお知らせ

拝啓 平素より弊社の会社更生手続に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、令和7年12月12日に、東京地方裁判所より更生計画認可の決定を受け、更生計画の遂行に取り組んでまいりました。更生計画に基づく更生債権等の弁済につきましては、令和8年2月2日の第1回弁済に続き、同年4月20日までに第23回弁済を実施し、合計額12億1364万7584円の内、12億1243万4175円の弁済(約99.9%)が完了しました。

上記弁済の実施により、更生計画の定めによって認められた金銭債権の総額の3分の2以上の額が弁済され、更生計画に不履行が生じていないため(会社更生法第239条1項2号)、弊社は、東京地方裁判所に対し、令和8年4月30日に更生手続終結申立を行い、同日、東京地方裁判所により更生手続の終結決定をいただくことができましたので、ご報告申し上げます。

これもひとえに債権者の皆様をはじめとする関係者の皆様のご理解とご協力の賜物と心より御礼申し上げます。

今般の更生手続終結により、弊社は裁判所の監督下を離れますが、今後も振込先指定書の未提出や、相続関係の疎明資料の不足等により弁済が未了になっている更生債権に対する弁済・供託等の諸手続きを進めて参ります。つきましては、今後とも弊社の手続にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後、手続に関してお問合せが必要となった際には、下記にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

株式会社 GS  
代理人弁護士 縣 俊介  
桜川協和法律事務所  
TEL 03-6550-8164  
FAX 03-6550-8165

敬具